

展示会出展申込書 2017年10月11日(水)～13日(金) 会場:パシフィコ横浜	申込日
	年 月 日

当社/当団体(出展者)は、上記チェックした展示会へ参加申し込みます。また、本申込書裏面に記載された展示会出展契約規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。

■ 出展者名 必ず正式な企業・団体名をご記入ください。出展者名一覧、公式サイト、レンタルパッケージディスプレイの出展者名表示などに掲載されます。

和文	ふりがな		
英文			

■ 出展担当者 (事務局から出展に関する連絡をさせていただきます)

会社(団体)名/部署 (印)

役職 氏名 (ふりがな)

住所 〒

E-mail TEL FAX

■ 出展予定製品・サービス内容 (フロアレイアウト調整のためご記入をお願いします)

[個人情報の取り扱いについて]
個人情報の取り扱いについて、下記URLをご確認の上、同意くださいますようお願いいたします。
BioJapan主催:BioJapan組織委員会 / 株式会社JTBコミュニケーションデザイン
<http://www.ics-expo.jp/biojapan/main/privacy.html>
再生医療JAPAN主催:一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム(FIRM)
一般財団法人バイオインダストリー協会(JBA) / 株式会社JTBコミュニケーションデザイン
<http://saiseiexpo.jp/main/privacy.html>
 上記に同意する

[主催団体会員割引について]
主催団体会員(法人会員)は通常出展ブースをお申込みの場合、早期割引料金が適用されますので、該当する場合はにチェックを入れてください。
※再生医療JAPAN出展については、再生医療イノベーションフォーラムもしくはバイオインダストリー協会の会員に上記割引が適用されます。

<input type="checkbox"/> バイオインダストリー協会	<input type="checkbox"/> ヒューマンサイエンス振興財団
<input type="checkbox"/> 農林水産・食品産業技術振興協会	<input type="checkbox"/> バイオ産業情報化コンソーシアム
<input type="checkbox"/> 日本バイオ産業人会議	<input type="checkbox"/> 日本製薬工業協会
<input type="checkbox"/> 近畿バイオインダストリー振興会議	<input type="checkbox"/> 地球環境産業技術研究機構
<input type="checkbox"/> 再生医療イノベーションフォーラム	

■ 申込内容 (詳細は別紙「出展案内」をご覧ください) 下記料金には別途消費税が加算されます。

通常出展 (スペースのみ) ※装飾申込は別途	小間×	450,000/400,000* 円=	円
製薬企業向け商談ブース (パッケージ付)	小間×	円=	円
トライアルブース (パッケージ付)	1 小間×	190,000 円=	円
アカデミックパッケージ (大学・TLOブース/パッケージ付 +出展者プレゼンテーション30分)	枠×	120,000 円=	円
大学・TLOブース (パッケージ付)	1 小間×	100,000 円=	円
追加 大学・TLOブース (パッケージ付)	小間×	70,000 円=	円

* 主催団体会員(法人会員)もしくは、2017年3月31日までにお申込の場合、早期割引料金が適用されます。
* パッケージブースをご希望の方は事務局までお問い合わせ下さい。

スポンサーセミナー(60分)	枠×	600,000 円=	円
ランチョンセミナー(60分)	枠×	1,200,000 円=	円
出展者プレゼンテーション(30分)	枠×	通常出展..... 250,000 トライアルブース..... 100,000 円= 大学・TLO..... 50,000	円
同時通訳(日⇄英)	分	30分 / 100,000 円	円

出展料・セミナー料合計 円(税別)

追加マッチングアカウント ID × 50,000 円(税込) / 70,000 円(税込) 円(税込)

※主催団体会員(法人会員)の場合、割引料金(50,000円)が適用されます。

連絡欄:

お問合せ BioJapan / 再生医療 JAPAN 事務局：
(株)JTBコミュニケーションデザイン内
E-mail: biojapan@jtbcom.co.jp / saisei@jtbcom.co.jp
〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング
TEL:03-5657-0758 FAX:03-5657-0645

申込締切日:
2017年5月31日(水)

出展等に関する規約

1. 契約の成立

主催者が申込書を受領した時点をもって、契約が成立するものとします。

2. 小間の転貸などの禁止

出展者は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3. 共同出展者の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

4. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。

会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

5. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。

各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。

装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。

上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

6. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

7. 保証条項

出展者は主催者に対し、展示会の出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

8. 出展者の義務

(1) 出展者は主催者に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

(2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

9. 損害賠償

(1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

(2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

①出展者の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。

②①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします）。

(3) 主催者は展示会の告知広告、ガイドブック等のプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任を負わないものとします。

10. 展示小間位置・セミナー等時間割の決定

展示小間位置および出展者セミナー、出展者プレゼンテーションの時間割は申込日、契約日、出展規模、セミナー内容、出展実績等を考慮のうえ主催者が決定し、発表します。

11. 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。

主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

12. 出展料金支払い方法

出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料およびそれに付随するオプション代金を支払うものとします。

出展者からの支払いは、主催者が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとします。

約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

13. 変更または解約について

本申込み手続き後の取消は原則として出来ません。

但し、事務局でやむを得ないと判断した場合は取消を認め、次の基準で解約料をお支払いいただきます。

書面による解約通知を受領した日を基準とする	解約料率
2017年5月20日(土)まで	ご請求額の50%
2017年5月21日(日)以降	ご請求額の100%

14. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行うものとします。

主催者は原則として、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。

また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

15. 規定の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

16. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。

主催者は、各年度ごとの出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

17. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

18. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。